

やま と た か が だ

2018

4

No.995



特産野菜を食べて春場所で活躍を (3月1日撮影)

INDEX

平成30年度 施政方針 ①～④ 大和高田市新庁舎建設基本計画 ⑤～⑥ 平成30年度 予算の概要 ⑦～⑧
県指定文化財 日本聖公会高田基督教会堂 ⑨ 国民健康保険証のレイアウトが変わります ⑩ まちの話題 ⑪
BOOKサロン ⑫ いま、市立病院では ⑬ 人権シリーズ ⑭ 消費生活センターから ⑮

「地域の和」、「市民協働」を大切に

大和高田市長 吉田 誠克



※概要を掲載します。全文は、市ホームページに掲載しています。
 ホーム→大和高田市って？→市長の部屋
 また、市役所情報公開コーナーで閲覧できます。

平成27年4月より、第4期目の市政を担当し、市民皆さんに「大和高田市に住んでよかった」と思ってもらえる、「元気で誇れる大和高田」の実現にまい進してきました。行政が、「市民パワー」と連携し、「地域の和」、「市民協働」を大切に、さらにパワーアップする年にしていきます。

まず、「大和高田市総合計画」についてです。新庁舎完成を平成32年度に控え、平成30年度・31年度は、現行の「第4次総合計画」を持続して進めることとし、平成32年度から新しい「総合計画」をもって進めるため、平成30年度は、新しい計画の立案に取り組むための調査業務を行います。

新庁舎建設事業については、昨年策定した「新庁舎建設基本構想」で、現庁舎の課題整理や建設の必要性、庁舎整備に向けた基本理念・基本方針の設定ならびに建設候補地の比較および決定、事業の進め方などについて示しました。この基本構想に基づき、より具体的な施設計画・導入機能などを示す「新庁舎建設基本計画」については、2月5日から26日までに行ったパブリック・コメントを踏まえ、3月中に策定公表する予定で、最終のとりまとめを行っています。

また、新庁舎の移転先である旧奈良県高田総合庁舎跡地の用地購入については、2月19日に県と売買契約を締結しました。本年9月ごろまでには、新庁舎の設計施工一括実施（デザイン・ビルド）方式による設計業務・建設工事の事業者選定と、市民への利便性に富んだ、人にやさしい環境整備の実施事業者を選定するプロポーザル審査を行い、スピード感を持って旧高田総合庁舎の解体工事、基本設計・実施設計へと進めます。

「ふるさと納税」については、インターネットの「ふるさと納税ポータルサイ

ト」に参加し、クレジット決済が可能となります。また、市内事業者の協力を得ながら、魅力あるシステムづくりを進めます。

本市の行政組織の改編について、市民部に危機管理室を設置し、安心安全のまちづくりに取り組みます。また、契約監理課検査係を設け、土木管理課から検査事務を移管し、工事の進捗にかかる適正な工事完了検査に努めます。今後も、適正な行財政運営の維持に努めながら、次の4つの政策目標を達成するため、諸施策の実行に取り組みます。

自立するまちづくり

市税収入については、本市の財源確保をより安定的なものとするため、引き続き税務専門員を賦課担当課に配置するなど、課税体制の強化に取り組みます。

収納強化については、早期の納付を促進するため、県・本市・葛城市・五條市・宇陀市・斑鳩町・三郷町および上牧町と協働で設置する納税コールセンターを継続し、収納率の向上に努めます。

職員の育成については、能力と資質の向上を図ることが重要であると捉え、より多くの職員が研修に参加し、培った能力を発揮できるよう取り組みます。

本市の情報発信や市民と行政を結ぶツールとして、ホームページは、多国語に翻訳できるシステムを導入するなど、より多くの人に情報発信し、広報誌は、市民が登場するコーナーを増やし、市民との協働による誌面づくりをめざします。

情報管理においては、市民サービス向上に資するため、多言語音声翻訳アプリや聴覚障がい者とのコミュニケーション支援アプリを使った窓口対応端末の利用を開始しました。

個人情報をはじめとする情報資産の保護の取り組みとして、コンピュータウイルスやサイバー攻撃の脅威に対応するため、自治体情報セキュリティ向上プラットフォームを活用し、セキュリティ対策を万全にします。

消費者問題については、「大和高田市消費生活センター」は、市民から寄せられる通信販売での苦情やインターネットを使った悪質商法による被害や商品事故に対して、問題解決に向けての助言や情報提供を行う事業を行っています。これからも、多様化・巧妙化する業者の手法から消費者を守り、被害を未然に防止するため、「地方消費者行政推進交付金」などを活用し、学校・地域・各種団体での

出前講座や民生委員の協力を得ての啓発事業などを行い、センターの充実に努めます。

本年、大和高田市とオーストラリア・リズモー市が、日豪間で初めてとなる姉妹都市の締結から、55年となります。6月には、リズモー市からの招きで、大和高田・リズモー都市友好協会が結成する市民訪問団とともに、リズモー市での姉妹都市交流55周年の記念式典に臨み、交流と相互理解を深めます。

心豊かな、市民・教育・福祉

平成27年度に設置した「総合教育会議」で、「大和高田市教育大綱」を策定し、6つの基本目標に基づき、学校教育、生涯学習、文化振興などに取り組みんでいます。

英語教育においては、外国人講師3人を、市立のすべてのこども園・幼稚園から、小学校、中学校および高田商業高等学校に、年間延べ540日間派遣します。

平成32年度から正式に教科となる小学校の英語教育の充実に向け、夏期休業中に4日間、教員の指導力向上のための研修8講座を実施し、児童生徒の「確かな英語力」の定着に努めます。

さらに、小学校では算数、中学校では数学・英語の2教科の指導に「デジタル教科書」を活用し、学力の向上に繋がります。また、研修会を実施し、ICTを活用した教育を推進する教員の資質および能力を高める取組を進めます。

新たに教科化された「特別の教科 道徳」については、小学校では、平成30年度から、中学校では、平成31年度から全面实施します。児童生徒が「考え、議論する道徳」を実現することで、いじめ問題をはじめ、さまざまな社会問題の解決、未来を生き抜くための資質・能力の育成に努めます。

全国学力・学習状況調査については、小学校5学年と中学校2学年において、本市独自で調査を実施します。児童・生徒の現状と課題を細かく分析することで、学習意欲を高め学力の向上につながると考えています。

本市独自の事業として、「アンガーマネージメント」の手法を取り入れます。落ちついた環境で学習を進め、正しい判断ができるよう導かれた子どもたちは、前向きに考えられるようになり、学習意欲の向上につながるものと考えています。

市立高田商業高等学校は、生徒の個性を伸ばし、社会に通用する人材の育成、

確かな学力の向上を目標に、「ビジネスマナーの習得」「上級資格の取得」「部活動の充実」を基本方針とし、生徒の人間形成を図ります。

学校給食については、地産地消の推進など、安全安心な給食を提供していくとともに、食育の推進に努め、児童生徒の心身の健全な成長と豊かな人間性を育みます。また中学校給食では、給食用食器の入れ替えを計画しています。

児童ホームについては、菅原小学校の空き教室を利用するための改修工事を実施します。

幼稚園の3歳児保育については、現在、高田こども園・土庫こども園・浮孔西幼稚園の三園で行っていますが、さらに陵西・菅原幼稚園でも開始を予定しています。

不登校などの、学校不適應の児童生徒については、学校と充分な連携をとりながら、適応指導教室「かたらい教室」で、子どもたちの学校復帰への支援を図ります。さらに、小学部も開設するなど、より充実した支援ができるよう努めます。

いじめ問題については、「大和高田市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ問題に対応する条例の制定をめざしています。大和高田市の未来を担う子どもたちが、安心して学校生活を送ることができるように、引き続き、体制整備を進めます。

生涯学習については、多様化するニーズに対応するため、中央公民館や葛城コミュニティセンターなどで、講座や教室などの充実に努めます。図書館においては新しい事業として電子書籍サービスを導入する予定です。また、文化財ボランティア・ガイドの育成を図り、市内に残る貴重な歴史遺産の案内などを通して、地域への愛着を一層深められる取組を進めます。

市民文化の振興については、情報発信および市民文化の向上を図るため、さざんかホールのホームページの全面リニューアルに取り組みます。

体育振興については、生涯スポーツの振興として、健康づくりや仲間づくりの実現のため、各種スポーツ大会を開催します。また、本市体育協会主催のふれあいサッカー教室に助成をすることで、夢を持つ元気な子ども達の支援にも努めます。

学校教育施設の整備では、平成30年12月の完成をめざす高田中学校体育館の新築2期工事、ならびに陵西小学校の閉鎖棟の解体工事に着手し、高田西中学校の大規模改造工事、消防用設備などの改善にも、計画的に取り組みます。また、3か年計画の2年目となるトイレの洋式化工事も引き続き進めます。

ICT環境の整備については、更なる情報セキュリティ対策が求められています。教職員などの情報管理意識の徹底を図るため、「大和高田市教育情報セキュリティポリシー」の策定をめざしたいと考えます。

次に、子育てしやすいまちづくりの取り組みについてです。

市民交流センターの「親と子のすこやか広場」などで実施している「地域子育て支援拠点事業」は、親子の孤立を防ぎ、子育てのストレスを解消するため、子育て支援員による育児相談や、子育て情報の提供など、施策の充実に努めます。さらに、児童福祉支援員体制の強化に努め、子どもたちが安心して暮らせる街づくりをめざします。

保育事業については、障害児保育事業、一時預かり保育事業、家庭支援推進係保育事業、延長保育事業および市民交流センターにおける託児事業など、就学前の子どもたちへの教育・保育サービスの充実を図り、施設の整備として3か年計画で、保育所の空調設備の更新や、保育室の木製扉の取替を行います。

保健、医療、福祉です。

検診について、節目年齢の肝炎ウイルス検診の無料化と対象者へのはがきでの告知や、特定検診の際に受診できるなど、受診しやすい体制整備を行います。市立病院については、平成29年度から平成32年度までの4年間の「病院改革プラン」に、取り組んでいます。病院経営の安定化・健全化を図り、地域の中核病院として医療の充実を図ります。

内視鏡ビデオスコープをはじめ、手術室用機器など31点の医療機器を更新し、医療の向上に努めます。さらに、放射線治療センターを核とし、放射線治療の充実に努め、地域のがん治療に貢献していきます。

高齢者施策については、「第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」の基本目標である「高齢者が健康で自分の力を最大限に『まち』や『ひと』のために発揮することのできる『わがまち』大和高田の実現」をめざし、施策展開します。今まで住んでいた地域や自宅で暮らすための支援として、在宅医療・介護連携、必要なサービスの基盤整備を行い、認知症施策や生活支援体制を整えながら、地域包括ケアシステムを深化・推進します。

また、居宅介護支援事業所の指定権限が奈良県から市へ移譲されるので、地域密着型サービスの指定とともに、サービス内容の把握や指導などの強化に努めます。

障がい者などの福祉については、障がいのある人への介護支援や、就労訓練支

援、障がいのある子どもが、集団生活に適應するための「放課後等デイサービス事業」などに努めます。

最終的なセーフティネットである生活保護については、適正な保護行政に取り組みます。

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立支援については、就労支援や住宅支援の充実を図り、生活を支援するためのさまざまな相談に対応できるよう努めます。また奈良県生活困窮者等広域就労準備支援事業を奈良県内13福祉事務所との共同で設置し、生活困窮者の早期自立に向けた就労支援を実施します。

国民健康保険事業においては、4月から奈良県が財政運営の責任主体となり、市町村と連携して、国民皆保険制度を堅持することとなります。新たな国保制度に対応し、将来にわたり安定した国保運営ができるよう取り組みます。

後期高齢者医療保険制度においても、県広域連合と連携し、適切な運営に努めます。

福祉医療事業については、平成31年8月から、未就学児について、奈良県内の医療機関などにおいて、自己負担額のみで支払いで医療を受けることができる方式の実施にむけてのシステム整備などの準備を進めます。

人権施策としては、「部落差別解消推進法」・「ヘイトスピーチ解消法」などの施行にともない、差別のない共生社会をめざし、一人ひとりが人権を尊重する意識を持ち、自分の人権だけでなく、他人の人権も思いやるまちづくりのため、積極的な教育推進、市民集会などの開催や啓発推進活動を進めます。

また、「第3次大和高田市男女共同参画計画」に基づき、男性も女性もあらゆる分野で活躍できるよう、男女共同参画社会の進展に向けて、取り組みます。

元気とにぎわいのまちづくり

本年1月に開催した婚活イベント「スイーツ&ティートーク」は、本市の地方創生をめざした取組の一環として実施したものです。結婚希望者への婚活支援策としてイベントを開催し、若者の出会いの場の創出を図ります。

市民交流センターについては、地域再生マネージャー事業として、高田の魅力を研究し、元気を発信する市民ボランティアグループが創設されました。施設の利用促進を図るために、市民活動団体や関係機関との連携強化にも努めます。

商工業の振興については、中小企業および新たに創業される人へ、融資制度の活用による経営の安定化を支援します。農業振興については、認定を受けた新規就農者に対して、農業用機械などの導入に要する経費の一部を補助します。効率のよい農業経営や、意欲ある担い手としての自立を促すための支援に努めます。

遊休農地対策としては、農地の意向調査を実施し、新規就農者や意欲ある担い手農家への農地の集積に努めます。また、本市の特産野菜5品目のブランド化を推進し、販路拡大による農業経営の安定化をめざします。

耕地事業においては、災害防止や安定的な農業用水の確保のため、井堰やため池の調査点検や改修工事を行います。

都市基盤の整備についてです。

「立地適正化計画」については、最終年である平成30年度において、都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定し、立地適正化計画の策定を行います。

本市内幹線道路網の整備としては、都市計画道路である「本郷大中線」の開通、ならびに「大和高田当麻線」の事業を推進します。

コミュニティバス「きぼう号」については、平成29年度から、スマートフォンなどで「公共交通機関の乗り換え案内サービス」を利用して、経路検索が可能となりました。市内を気軽に移動することができる公共交通手段として、広く周知を行います。

水道事業についてです。

市民の重要なライフラインとして、安全で安心して飲める水道水を安定的に供給するため、配水管整備事業を市内53か所で開催しています。また、災害発生時でも安定した給水が確保できるよう、耐震性の向上にも努めます。

下水道事業については、未普及区域の早期解消をめざし、効率的かつ適正な区域の設定や、低コスト技術による迅速な事業運営を行います。また、下水道整備推進重点化計画により、普及率の向上に努めます。

安心・安全の美しいまちづくり

安全な市民生活実現のため、通学路に順次、道路のカラー舗装化などの交通安全対策を講じています。

通学路の防犯カメラ設置については、新たに2校区の通学路に設置し、平成31

年度に完了する予定です。

防犯灯のLED化事業としては、市営サイクルポートおよびJR高田駅西側駐車場においても、LED防犯灯に切り替え、各種犯罪を未然に防止する施策を実施します。

このほか市営サイクルポートについては、駐輪システムの改修工事を行い、自転車放置対策を強化します。

ごみ処理対策事業としては、今年度よりスタートした「ごみ減量大作戦」による啓発活動を、引き続き推進するなど、ごみの減量や循環型社会の構築に取り組みます。また、山辺・泉北西部広域環境衛生組合が建設する新ごみ処理施設が平成35年度中に稼働予定であり、それに向けて、現クリーンセンター用地内に、ごみの中継施設、リサイクル施設などの配置計画や施工計画などの「施設整備基本計画」の策定を行います。

空き家対策事業は、「空き家等対策計画」を基に関係部署と連携し、空き家対策の施策を推進します。

公営住宅については、通路の防犯灯のLED化や、市営住宅の火災警報器取替を行います。

防災対策としては、「大和高田市避難マニュアル家庭向け」や、ホームページに掲載している「大和高田市避難所運営マニュアル」を活用し、平常時からの市民や職員の防災意識の向上を図るため、防災研修などを実施します。

また、大和高田市消防団の消防ポンプ車両(第4分団)及び車庫兼詰所(第7分団)の整備などを行い、地域の防災力強化に努めます。

雨水対策については、平成29年度に蔵之宮町の雨水貯留施設が完成し、梅雨や台風時には、周辺地域での減水効果が得られるものと考えています。

また、池田地内において、雨水貯留施設整備工事を引き続き実施し、水害に強いまちづくりをめざします。

最後に、市民皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。平成30年度の施政方針とします。

平成30年3月策定

「大和高田市新庁舎建設基本計画」

昭和38年に建設された大和高田市庁舎の現在の建物について、耐震性の不足や老朽化などの課題を受けて、庁舎機能の回復、市民サービスの向上および、災害対策の拠点施設としての新庁舎をめざして検討を進め、平成29年8月に「大和高田市新庁舎建設基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定しました。

基本構想では、現庁舎の課題整理や建設の必要性、新庁舎整備に向けた基本方針の設定および建設地の評価・比較および決定などの検討を行いました。より具体的な条件などを示す「大和高田市新庁舎建設基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しました。

策定にあたっては、基本構想段階から引き続き、学識経験者や市民で構成される「新庁舎建設基本構想等策定委員会」における議論、市職員で構成する「庁舎整備庁内検討委員会」による検討とともに、庁舎整備庁内検討委員会の下部組織として職員による3つのワーキング部会を設置し、分野ごとの具体的な内容について検討を進めました。

基本計画は、具体的な事業条件を規定するもので、設計・施工へとつなげるための重要な位置付けとなり

ます。

1. 新庁舎の導入機能

■市民を支える、安心安全な庁舎づくり

- 防災拠点としての機能
- 耐震性能の確保：免震構造の採用
- 万全な防災対策：浸水などの災害対策

- 設備システムのバックアップ対策
- 非常用の電源や給排水設備の設置

- 危機管理機能
- 災害対策本部機能の確保：災害対策本部や仮眠室などの設置、車輛動線対策
- 備蓄機能などの確保
- 一時避難への対応
- 業務継続への配慮

- ホバリングスペースの設置
- セキュリティ対策
- セキュリティゾーニング
- 入退室管理機能の確保
- 防犯対策：守衛室の設置、セキュリティシステムの導入

■人にもやさしく、便利で快適な庁舎づくり

- ユニバーサルデザイン
- 移動空間における配慮：移動しや

すい通路・階段・エレベーターなどの計画、サイン・誘導案内の計画

- 行為空間における配慮：使いやすい窓口、多目的トイレ、授乳室の設置
- 誰もが快適で利用しやすい環境づくり：シックハウス対策、受動喫煙対策

- プライバシー配慮
- 相談室や相談スペースの設置
- 窓口カウンター廻りの工夫：仕切りパネルの設置、気軽に相談できる環境

- 市民利便機能
- 市民活動室の設置：市政参画、市民協働による地域活動
- 市民の憩いの場の提供：気軽に立ち寄りくつろげる市民サロン、飲食スペースの設置

- 市民利便機能の設置：ATMコーナー、自動販売機コーナー、売店スペース

■機能的で使いやすく、経済的な庁舎づくり

- 窓口・駐車場の利便性
- 総合案内の設置：コンシェルジュやフロアマネージャーの配置
- 窓口部門の集約配置：市民のライ

ファイバントに関する手続き関連を低層階に集約

- 窓口案内表示の工夫：窓口や手続の内容がわかりやすい表示
- 待合スペースの充実化：快適な待合スペース、情報提供機能の充実化
- キッズスペースの設置
- 使いやすい駐車場などの計画：十分な駐車台数、おもいやり駐車場、車寄せなど

- 執務空間などの機能性
- 機能的・効率的な部門配置
- オープンフロアの執務空間
- 会議スペースの充実化
- 書庫・倉庫などの充実化
- 福利厚生機能の充実化

■まちづくりに貢献する、環境配慮の庁舎づくり

- 開かれた庁舎
- 情報発信機能の充実化：市政情報コーナー、公衆無線LANの設置
- 多目的に活用できるスペースの設置：通常時は休憩ロビー利用、ミニコンサート、展示会などの催事利用
- 開かれた議会としての工夫：傍聴スペース、議会中継、ICT化対応の会議システム

●省エネルギー・省資源

- ・自然エネルギーの有効活用：太陽光発電、雨水利用、自然採光
- ・省エネルギー技術の積極的な導入：高効率照明、空調システム、断熱や日射遮蔽^{（※）}
- ・環境負荷の低減：自然材料、再生資源の利用、電気自動車充電設備
- ・長寿命化への配慮：長期耐久性を確保した構造体、将来の変化にも柔軟に対応できる空間可変性の確保

- 周辺環境・環境配慮
- ・周辺環境に配慮した施設計画：北側宅地への配慮、車動線の配慮
- ・庁舎にふさわしいデザイン計画：市のシンボル、機能美が現れるシンプルなデザイン
- ・地域性に配慮した施設計画：地域特性を踏まえた外構・植栽計画、県産材の活用

- 周辺環境・環境配慮
- ・周辺環境に配慮した施設計画：北側宅地への配慮、車動線の配慮
- ・庁舎にふさわしいデザイン計画：市のシンボル、機能美が現れるシンプルなデザイン
- ・地域性に配慮した施設計画：地域特性を踏まえた外構・植栽計画、県産材の活用

2. 新庁舎の施設計画

■新庁舎の規模設定

- ・基準面積 9,817.8㎡
- ・付加機能面積 700㎡
- ↓新庁舎の規模 約10,000㎡
- ・駐車場

駐車場は平面駐車とし、来庁者用約120台＋公用車用約70台の合計190台程度を確保します。来庁者用は現状の台数である95台を可能なかぎり敷地内に確保し、来庁者用の一部と公用車用は現庁舎敷地に確保

します。

- ・駐輪場
現状の台数である65台以上を来庁者用として敷地内に確保します。また、駐輪場は屋根付とし、メイン入口の近くに配置します。

■平面計画

部門配置の基本方針

- ・市民の利用頻度が高い「窓口」「相談」「情報提供」機能は、利便性に配慮して低層階に配置する。
- ・相互の関連性が強い課は、可能なかぎり近接した階・場所に配置する。
- ・防犯セキュリティに配慮した階層配置とする。
- ・議会機能は、構造上、大空間を確保しやすい最上階に配置する。

■外構・景観計画

外構計画

- ・建物南側に広場を確保し、市民利便スペースと一体的に利用できるようにします。
- ・周辺環境に寄与する緑豊かな屋外空間とします。
- ・周辺住民や来庁者の安全に配慮し、東側道路や建物周辺に歩行者専用通路を確保します。

景観計画

新庁舎は、周辺環境や地域全体の

所在地	大和高田市大字大中98番4 (旧奈良県高田総合庁舎跡地)
敷地面積	6,476.51㎡
用途地域等	近隣商業地域・準耐火地域・31m高度地区

景観を踏まえたデザインとします。

- ・近景から遠景に至るさまざまな方向から見た場合の庁舎外観の見え方など、総合的に計画します。
- ①形態・意匠の工夫②緑化の推進③色彩による調和

駐輪場やゴミ置場等は、周辺の景観との調和を図るとともに、防犯や安全面、利便性に配慮します。

■維持管理・施設運用

新庁舎の適切な運用管理に向けて、竣工後の管理運営にも配慮して設計します。また、将来の利用状況の変化に柔軟に対応できるものとし、運用管理面における経費を節減できる工夫を行い、ライフサイクルコストの低減に努めます。

3. 新庁舎の事業計画

■概算工事費・財源計画

概算事業費

新庁舎整備などに必要となる事業費（建物工事費・設計監理調査関連費・解体工事費・土地購入費・備品購入費など）は、約59.5億円と見込んでいます。

財源計画
本市に有利となる新たな地方債をはじめとする資金

財源計画
本市に有利となる新たな地方債をはじめとする資金

財源	金額	説明
起債 (地方債)	約45.2億円	○市町村役場機能 緊急保全事業債 ○一般単独事業債
上記以外 (基金など)	約14.3億円	○庁舎整備基金 ○一般財源
計	約59.5億円	税込※

充当を中心に、事業年度に応じてバランスよく配分するとともに、基金や、整備内容に応じた補助金の活用など、財政負担に十分配慮します。

※概算事業費、財源計画については現時点での試算であり、今後、制度などの動向や消費税の増税などにより変動が生じる場合があります。

■事業スケジュールおよび今後の進め方

前記までの事業計画を踏まえ、今年度当初より、設計施工一括発注方式による事業発注を開始し、早期に設計施工者を決定します。その後、設計や建設工事（先行して旧奈良県高田総合庁舎を解体）を進め、平成32年度末の完成、庁舎機能の移転を経て、平成33年度の早期の供用開始をめざします。

今後の進め方

設計施工者の公募・選定結果や、提案内容に基づく基本設計の内容など、各事業段階において適切に公表を行い、新庁舎建設を市民にとって分かりやすく、身近な事業となるよう努力していきます。

※誌面の情報は3月15日現在のものになります。

※最新の情報は市ホームページで公開しています。

〔庁舎建設準備室 296〕

平成30年度

予算の概要をお知らせします

平成30年度予算は、一般会計、6つの特別会計、3つの企業会計を合わせて総額533億5,000万円となります。

平成29年予算額と比較すると、14億3,000万円の減、率にして2.6%の減となっております。

一般会計においては、昨年度に比べて8億円、率にして3.4%の増額予算となりました。

本年度は、「子育て支援」や「教育環境の整備」などの継続事業の充実に加えて、「新庁舎建設事業」「第7分団車庫兼詰所新築事業」などの事業にも取り組んでいます。

今後、引き続き適正な財政規律の維持に努めるとともに、「高田の未来」を見据えた事業・施策を積極的に推進していきます。

●一般会計・特別会計・企業会計 合計表

一般会計	243億0,000万0千円	
特別会計	国民健康保険事業	75億7,880万0千円
	国民健康保険天満診療所	1億3,700万0千円
	住宅新築資金等貸付金	990万0千円
	駐車場事業	3,440万0千円
	介護保険事業	61億3,550万0千円
	後期高齢者医療保険事業	8億1,400万0千円
6 特別会計小計		147億960万0千円
企業会計	水道事業	24億939万4千円
	下水道事業	36億7,738万7千円
	病院事業	82億5,498万6千円
	3 企業会計小計	

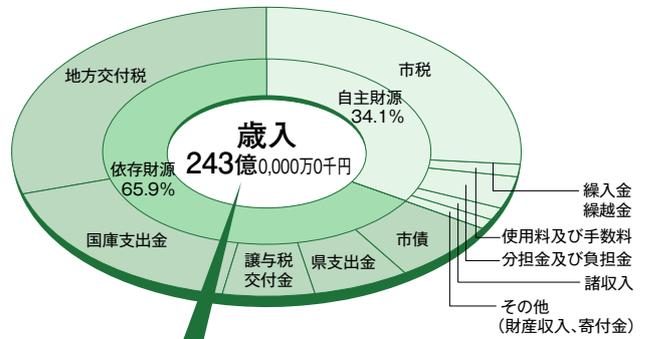
○総額 533億5,136万7千円
前年度対比 △14億2,815万6千円(2.6%減)

一般会計 歳入予算

市の行政活動を支える市税収入は、固定資産税で本年度が土地・家屋の3年に1度の評価の見直しを行う年度であることから、市税収入全体で、前年度より4、600万円の減収を見込んでいます。

一方、国の地方財政対策である地方交付税は、社会保障関係経費の増加から2億5,000万円の増収を見込んでいます。地方消費税交付金においては、制度改正の影響から前年度より1億2,800万円の増収を見込んでいます。

また、建設事業にかかる市債においては、学校施設整備事業、道路橋りょう整備事業、防災対策事業などに対するものを予算計上しています。



歳入	予算額	構成比 (%)	前年度比 (%)	
市税	64億7,300万0千円	26.6	△ 0.7	
譲与税・交付金	14億2,100万0千円	5.8	17.0	
地方交付税	71億8,000万0千円	29.5	3.6	
分担金及び負担金	3億6,182万3千円	1.5	12.4	
使用料及び手数料	8億6,346万3千円	3.6	△ 1.2	
国庫支出金	42億4,202万2千円	17.5	2.1	
県支出金	15億1,036万1千円	6.2	1.7	
財産収入	2,756万3千円	0.1	△ 89.5	
寄附金	1千円	—	—	
繰入金	6,954万1千円	0.3	6954000.0	
繰越金	2億5,000万0千円	1.0	150.0	
諸収入	2億3,772万6千円	1.0	4.5	
市債	16億6,350万0千円	6.8	17.9	
内訳	事業債	6億5,330万0千円	2.7	71.4
	借換債	1億5,720万0千円	0.6	△ 0.1
	臨時財政対策債	8億5,300万0千円	3.5	△ 2.2
計	243億0,000万0千円	100.0	3.4	

(単位：万円)

平成30年度 主な事業

自立するまちづくり	課税体制・収納体制の強化	1,880万円
	(新)姉妹都市交流の推進(姉妹都市締結55周年)	290万円
	(新)学力・学習状況調査の実施(小5・中2)	108万円
	3歳児保育の充実(3園→5園)	900万円
	(新)図書館サービスの充実(電子書籍の導入)	310万円
	学校ICT機器の整備	8,090万円
	学校施設・公共施設的环境整備(トイレ洋式化)	4,000万円
	こども食堂活動の支援	80万円
	市立保育所空調設備の更新(H29～H31)	1,180万円
	予防接種の充実	1億4,340万円
心豊かな、市民・教育・福祉	特定健診の充実(肝炎ウイルス検診)	180万円
	若者の出会いの場の創出(結婚応援)	100万円
	市民交流センターの運営	1億5,270万円
	融資制度の充実(商工業・農業)	4,600万円
	立地適正化計画の策定	250万円
	都市計画道路の整備(本郷大中線、大和高田当麻線)	2億6,050万円
	コミュニティバス「きぼう号」の運行	6,250万円
	通学路の整備(カラー舗装、防犯カメラ設置)	2,800万円
	防犯灯LED化の推進	6,250万円
	(新)施設整備基本計画の策定(クリーンセンター)	550万円
元氣とにぎわいのまちづくり	(新)市営斎場の改修	1,210万円
	地域の防災力の強化(車庫兼詰所新築事業)	5,260万円
	安心・安全の美しいまちづくり	

平成30年度の事業内容の一部を紹介いたします

●姉妹都市交流の推進(姉妹都市締結55周年)
リズモーター市との姉妹都市締結55年を迎えるにあたり、リズモーター市での記念式典に市民訪問団とともに出席し、交流と相互理解を深めます。

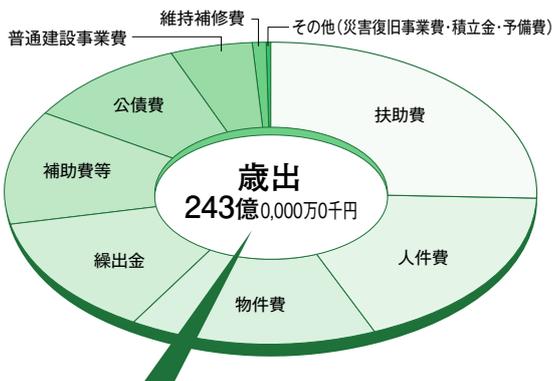
●学力・学習状況調査関係経費
本市独自の調査を実施し、児童生徒、教員の学力向上への意識を高めるとともに連続的な課題の発見につなげていきます。

●3歳児保育事業拡充経費
幼稚園での3歳児保育をさらに2園で実施し、幼児教育の充実に努めます。

●通学路の整備(カラー舗装、防犯カメラ設置)
安心・安全な通学路実現のための対策として、各校区の通学路において道路のカラー舗装・防犯カメラ設置を順次行います。

●消防施設整備事業
大和高田市消防団の消防ポンプ自動車および車庫兼詰所の整備等を計画的に行い、地域の防災力強化に努めます。

●3歳児保育事業拡充経費
幼稚園での3歳児保育をさらに2園で実施し、幼児教育の充実に努めます。



一般会計 歳出予算

義務的経費(支出が法令などにおいて義務付けられ、任意に縮減できない経費)では、公債費において、長期債利子の減により前年度比1、100万円の減となる一方で、扶助費において、生活保護費や障害者自立支援事業費の増加により、前年度比2億200万円の増となるなど、義務的経費全体では前年度比3億3、300万円、率にして2.6%の増となりました。

また、投資的経費では、新庁舎建設事業(6、500万円)、大和高田当麻線街路事業(2億300万円)、第7分団車庫兼詰所新築事業(5、300万円)をはじめ、教育施設や公園などのトイレ洋式化に取り組み、前年度比1億8、700万円、率にして18.0%の増となりました。

新年度予算についても、更なる市政の発展のため、また、魅力あるまちづくりや市民生活に密着する行政サービスの充実を図ります。

歳出	予算額	構成比 (%)	前年度比 (%)
人件費	44億2,117万7千円	18.2	3.3
扶助費	29億3,320万8千円	12.1	3.4
公債費	24億6,858万2千円	10.2	△ 0.5
普通建設事業費	12億2,340万4千円	5.0	18.0
災害復旧事業費	4千円	—	—
物件費	36億6,342万4千円	15.1	1.7
維持補修費	1億8,338万9千円	0.8	4.0
補助費等	29億3,320万8千円	12.1	6.1
積立金	259万4千円	—	△ 0.2
繰出金	31億6,340万0千円	13.0	1.4
予備費	2,000万0千円	0.1	—
計	243億0,000万0千円	100.0	3.4

〔財政課 内線210〕

県指定文化財に

日本聖公会高田基督教会堂

2月2日、本郷町9番27号にある「日本聖公会高田基督教会堂」が、県指定文化財になりました。これで、市内の県指定文化財は、7件となります。

日本聖公会高田基督教会堂は、明治22年に建設された教会堂です。礼拝室は東西に長い平面形で、長椅子を配した会衆席の東側奥に、聖壇を置く聖所が設けられています。礼拝室の架構には、ハンマービームトラス（壁上方に梁をはね出し、対面する壁をアーチで支え陸梁を省略する手法）を用いて、柱や陸梁のない一室空間を設けています。

高田基督教会堂は、大正期の拡張が

あるものの、礼拝室前方に明治22年建設当初の形式を残し、県内に残るキリスト教建築のうち、最も古いものとみられます。



教会堂 内部



教会堂 正面

件数	名称	指定年月日	所有者
1	天満神社 (本殿・摂社八幡神社本殿)	平成5年3月5日 (根成柿)	宗教法人天満神社
2	三倉堂池出土木棺	平成7年3月22日	大和高田市
3	金峯山寺の蓮華会 (蔵王堂の蛙とひと奥田の蓮取り)	平成16年3月31日 (奥田・吉野郡吉野町)	金峯山寺蓮華会 (奥田・吉野郡吉野町)
4	木造十一面観音立像	平成17年3月29日 (南本町)	宗教法人長谷本寺 (南本町)
5	木造兜跋毘沙門天立像	平成17年3月29日 (南本町)	宗教法人長谷本寺 (南本町)
6	竹内遺跡出土資料	平成29年2月14日	学校法人奈良学園 奈良文化高等学校(東中)
7	日本聖公会高田基督教会堂	平成30年2月2日	宗教法人日本聖公会 高田基督教会(本郷町)

〔生涯学習課 053・62664〕

トラクターなどを 使用した後のお願い

農作業後にトラクターなどで公道を走るときは、機械についた泥を必ず落としてから走行するようにお願いします。大きな泥のかたまりが道路に落ちると、自動車だけでなく、歩行者や自転車などの通行の妨げになり大変危険です。

交通安全と環境美化のため、道路に泥を落とさないようにしてください。
〔産業振興課農業振興係 内線247〕

農業制度資金を 利用する人へ

本市では、市内の担い手農家などの経営の安定を図るために保証料および利子の一部を補給します。農業制度資金の利用を考えている人は、条件や審査がありますので、左記へ問い合わせください。
〔産業振興課農業振興係 内線247〕

マナーを守って楽しい公園に

大中公園は、多くの市民が利用しています。子どもたちの遊ぶ場所、ウォーキングの場所、憩いの場所など、使い方もいろいろです。

心がけひとつで、公園の印象は変わります。利用するときは、次のことを守ってください。

- ・公園内で火気などは使えません。
- ・池で魚釣り・魚取りなどはできません。
- ・池の中に入らないでください。
- ・河川に入らないでください。
- ・ゴミは持ち帰りましょう。
- ・野生動物などに危害を加えないでください。

- ・水道のムダ使いはしないでください。
- ・4月は高田川沿いの千本桜を見るために、多くの人が大中公園に訪れます。公園にきている皆さんが、安全で楽しく気持ちよく使えるよう、マナーを守りましょう。

〔都市計画課 内線6806〕

違反対象物公表制度

消防法に違反している建物を公表する制度です。建物の利用者が、自ら火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、消防署などが公表するものです。

対象となる建物は、映画館、飲食店、物品販売店、宿泊施設、病院、社会福祉施設などです。これらの対象となる建物が、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備および自動火災報知設備を設置しないなど、改善しない状況にあると、建物の名称、所在地および違反の内容を、奈良県広域消防組合の事務所前の掲示場と、ホームページに掲載します。

〔高田消防署 025・0119〕

4月1日から国民健康保険証のレイアウトが変わります

(色やサイズに変更はありません)

新

奈良県国民健康保険被保険者証

有効期限 平成31年 3月31日

記号 奈2 番号 123456

氏名 国保太郎 性別 男

生年月日 昭和35年 3月 3日

適用開始年月日 平成28年 4月 1日

交付年月日 平成30年 4月 1日

世帯主氏名 国保太郎

住所 奈良県大和高田市大字大中100番地1

保険者番号 290023 交付者名 大和高田市

平成30年4月1日から

一般被保険者証

旧

国民健康保険被保険者証

有効期限 平成30年 3月31日

記号・番号 奈2・123456

氏名 国保太郎 性別 男

生年月日 昭和35年 3月 3日

世帯主氏名 国保太郎

住所 奈良県大和高田市大字大中100番地1

資格取得年月日 平成28年 4月 1日

交付年月日 平成29年 4月 1日

保険者番号 290023

保険者名 大和高田市

平成30年3月31日まで

新

奈良県国民健康保険被保険者証

有効期限 平成31年 3月31日

本人または扶養 記号 奈2 番号 123456

氏名 国保花子 性別 女

生年月日 昭和29年 6月 6日

適用年月日 平成28年 4月 1日

交付年月日 平成30年 4月 1日

世帯主氏名 国保太郎

住所 奈良県大和高田市大字大中100番地1

保険者番号 67290023 交付者名 大和高田市

平成30年4月1日から

退職被保険者証

旧

国民健康保険被保険者証 (被保険者)

有効期限 平成30年 3月31日

記号・番号 奈2・123456

氏名 国保花子 性別 女

生年月日 昭和29年 6月 6日

世帯主氏名 国保太郎

住所 奈良県大和高田市大字大中100番地1

該当年月日 平成28年 4月 1日

交付年月日 平成29年 4月 1日

保険者番号 67290023

保険者名 大和高田市

平成30年3月31日まで

変更があったら届け出を

各種届け出はお早めに

保険証は、国民健康保険の被保険者であることの証明書です。また、医療機関にかかるときに提示が必要です。次のことに注意し、大切に取り扱いましょう。

次のような場合は、届け出が必要です。

- ① 交付されたら記載内容を確認
記載内容に間違いがあれば、必ず保険医療課へ届けください。正しいものを交付します。
- ② 病院に預けておかない
紛失事故のもとになるため、必ず手元に保管しましょう。
- ③ 他人に貸さない、借らない
法律で禁じられています。違反すると罰せられます。
- ④ 紛失・破損したとき
印鑑・身分証明書(免許証など)を持って、保険医療課で再交付を受けてください。
- ⑤ 修学のため転出するとき
学生証明書などを持って、保険医療課に届け出てください。届け出がないと、資格がなくなります。また、就学を終えたときも、保険医療課に届け出てください。
- ⑥ コピーしたものは使えません
有効期限の切れ

- ① 加入するとき
他の市町村から転入したとき
職場の健康保険をやめたとき
子どもが生まれたとき
 - ② やめるとき
他の市町村へ転出したとき
職場の健康保険やその扶養に加入したとき
死亡したとき
 - ③ その他変更があったとき
市内で住所が変わったとき
世帯主や氏名が変わったとき
世帯を合併、分離したとき
- ※これら以外にも、変更があった場合は必ず届け出をしましょう。
- ◎ 加入の届け出が遅れると
国民健康保険税を遡って支払わなければならないかもしれません。また保険証がないため、その間の医療費は、全額自己負担となります。
- ◎ やめる届け出が遅れると
国保税はそのまま課されます。また、保険証が手元にあると、いつか使って診療を受けることがあります。この場合、医療費の国民健康保険負担分は、後で返金してもらうことになりません。

〔保険医療課 国保係 内線500〕

鍛山部屋に特産野菜を差し入れ

3月1日、大和高田市担い手営農研究会(会長:吉村信雄さん)が、大相撲春場所に備えて市内で稽古を重ねる鍛山部屋の力士たちに、本市の特産野菜など20kgとお米30kgを差し入れました。

野菜は、ねぎ、はくさい、ほうれんそう、こまつな、ブロッコリー、キャベツの6種類。

吉村さんは「たくさん食べて稽古に励んで欲しい」と話しました。

〔産業振興課 内線267〕



大和高田市担い手営農研究会と鍛山部屋の皆さん

交通遺児へ寄附

2月21日、大峰堂薬品工業株式会社より、本市に対して交通遺児などに対する寄附金の申し出がありました。寄附額は約56万円です。

代表取締役社長の辻将央さんは、「交通遺児を出さない安全対策と、交通遺児への援助に使ってください」と話しました。

〔生活安全課 内線321〕



市長に寄附金を渡す辻将央さん(写真中央)

選挙出前授業

2月14日、奈良文化高等学校で、選挙出前授業がありました。同校の2年生163人を対象に、選挙講座やクイズなどを通して、選挙の仕組みや投票の仕方について学習しました。

投票用紙は特殊な素材でできているため、耐久性があります。実際にさわってみて、破れにくいことなどを確認しました。

〔選挙管理委員会事務局 内線353〕



投票用紙の耐久性を確認

「行政相談」って何?

2月16日、陵西小学校で、行政相談の出前授業がありました。行政相談委員の辰己恵子さんと坂本修一さんが、仕事内容や、相談方法などを児童に教えました。

「道がでこぼこしていて危険だ」など、役所の仕事に苦情、要望があるときに活用するのが行政相談です。毎月第4火曜日に、総合福祉会館で相談窓口を開設しています。

〔企画広報課 内線273〕



坂本相談員



辰己相談員

BOOK

サロン



新着図書のご案内

「そのバケツでは水がくめない」

飛鳥井千砂著／祥伝社
 アパレルメーカーに勤める理世は、新ブランドのメインデザイナーに美名をスカウト。彼女の魅力とその才能に激しく惹かれる理世だが、やがてその



てその親密さは過剰になっ
ていき

●「ころごとく歎異抄」

三田 誠広 著／武蔵野大学出版会

●サラリーマン大喜利

水野 敬也ほか 著／文響社

●上部の高校化学の教科書

上部 吉庸 著／三省堂

●医者が教える食事術最強の教科書

牧田 善一 著／ダイヤモンド社

●JR30年物語

「旅と鉄道」編集部 編／天夢人

●杉原千畝(コミック)版世界の伝記 32

古江 孝治 監修／ポプラ社

●墓守りのレオ1〜2

石川 宏千花 文／小学館

●シロクマが家にやってきた!

マリヤ・フアラール 文／あかね書房

●まほうの絵本屋さん

高橋 克也 絵／出版ワークス

●うさぎをかろうそのむかしばなし

はやし ますみ 絵／小学館

児童書・絵本



「おしりつねり」

北村 裕花 絵／B1出版
 おしりをつねられると痛くて用事を思い出さず、てつねのつねぎち。大人がよってたかかってつねりますが、皮が厚くなったのか、痛くないよう

。。。でっ
ちさんが
活躍する
落語をも
とにし
た、楽し
い絵本。

4月のおはなし会

◎絵本のよみきかせ

- ▷とき 4月7日(土)・21日(土)
ごぜん10じ30ぷんから
- ▷ところ としょかん えほんコーナー
- ▷たいしょう どなたでも

◎おはなし会

(担当:たかだおはなしろうそくの会)

- ▷とき 4月14日(土)
ごぜん10じ30ぷんから
- ▷ところ としょかん2かい
プレイルーム
- ▷たいしょう 4さいいじょう

- ペープサート「ぶたさんのしあわせ」
- おはなし「王子さまの耳はロバの耳」

◎えほんとわらべうたの時間<<きらら>>

(担当:たかだおはなしろうそくの会)

- ▷とき 4月28日(土)
ごぜん10じ30ぷんから
- ▷ところ としょかん2かい
プレイルーム
- ▷たいしょう 3さいいか

- えほん 「ふたごのたこたこウインナー」
- 子ども落語「どうぶつえん」

(市立図書館 ☎52-3424 FAX 52-9415)

催しのご案内

■第15回 大和高田市 ビブリオバトル小学生大会

- ▷とき 4月28日(土) 午前11時15分~正午
- ▷ところ 市立図書館 児童コーナー
- ▷テーマ 「すきな本」 ※絵本・ものがたり・知識の本など、どんな本でも可(当日、本を持ってきてください)。
- ▷定員 発表者(小学生)5名、観覧者(どなたでも)20名 ※定員になり次第、締め切り ▷費用 無料
- ▷申込方法 4月3日(火)~27日(金)までの期間、図書館カウンター、電話で受付

■鉄道教室

Nゲージの鉄道模型が走ります。また、鉄道について学習する教室(要申込)も開催。

【走る鉄道模型展示】

- ▷とき 5月5日(土) 午前10時~午後3時
- ▷ところ 市立図書館 2階学習室 ▷協力 高田模型クラブサイエンス・ラボ
- ▷費用 無料 ※申込不要

【鉄道教室】

- ▷とき 5月5日(土) 午後1時~2時30分
- ▷ところ 市立図書館 2階学習室
- ▷テーマ 鉄道模型を見ながら、鉄道について学ぼう
- ▷講師 林 秀典さん(中学校教諭) ▷対象 小学生
- ▷定員 50名 ※定員になり次第、締め切り ▷費用 無料
- ▷申込方法 4月3日(火)~5月4日(金)までの期間、図書館カウンター、電話で受付

■「ストーリーテラー養成講座」(連続5回)

お話を語るための勉強をしてみませんか。

- ▷ところ 中央公民館 1階視聴覚室
- ▷共催 たかだおはなしろうそくの会
- ▷講師 川原 榮子さん (香芝おはなしろうそくの会代表)
- ▷対象 一般
- ▷定員 20名 ※定員になり次第、締め切り ▷費用 無料
- ▷申込方法 4月3日(火)~5月8日(火)までの期間、図書館カウンター、電話で受付

	とき	内容
第1回	5月 9日(火) 午前10時~正午	お話って何?
第2回	5月23日(火) 午前10時~正午	お話を選ぶ
第3回	6月 6日(火) 午前10時~正午	覚えること
第4回	6月20日(火) 午前10時~正午	お話の実習
第5回	7月 4日(火) 午前10時~正午	お話会



葛城地区で二次救急輪番が始まります

少子高齢化が急速に進む中、地域医療構想の策定を行う県の行政指導などにより、奈良県全体の救急医療体制は、急速に整備されてきました。

しかし、残念なことに、中和医療圏西側の葛城地区の救急医療が取り残された形になっていきます。奈良県において、この地域は^{※1}救急応需率が最も低く、また平均紹介時間が最も長くなっています。すなわち救急車の受け入れが最も悪い地域であることとなります。葛城地区は、大和高田市、香芝市、葛城市、御所市、広陵町の4市1町からなり、2015年の統計では、23万9千人余りと非常に多くの人口を有します。以上のことから救急体制の整備

が喫緊の課題となっていました。

そのため、葛城地区内の6病院と4市1町の行政が協力して、^{※2}二次救急輪番体制を敷くことになりました。6病院は、土庫病院、中井記念病院、吉本病院、香芝生喜病院、御所済生会病院、そして大和高田市立病院です。

本年4月から試行段階ではありますが、二次救急輪番を開始することになりました。対象は成人で、内科・外科疾患に対応します。各病院は、輪番にあたった日に人員を揃えて、救急応需を行う方針です。ただ、いずれの病院も、あらゆる診療科が揃っている訳ではありませんので、すべての患者さんを受け入れることはできません。奈良県立医科大学や救急隊と協力して、可能な限り応需していければと考えています。

地域の皆さんには、二次救急輪番の応需状況について温かく見守ってもらえると幸いです。最終的には、輪番病院を構成する病院連携が基盤となって、在宅患者さんの受け皿となることをめざしています。

二次救急輪番開始によって、葛城地区の救急医療の課題がすべて解決する訳ではありませんが、各病院が協力し合って、より良い医療をめざしますので、支援をお願い致します。

※1 救急応需率：受け入れ要請のうち、受け入れをされた割合

※2 二次救急輪番体制：手術や入院が必要な患者に対応する救急医療を地域内の病院群が連携して、輪番制により休日・夜間などにおける重症救急患者の診察を受け入れる体制

大和高田市立病院

院長 岡村隆仁

市立病院 ☎53・29001

健やかな毎日を おくるために



天満診療所
医師 梅本典江

「春の花粉症 後半戦」

スギ花粉の飛散が終わってホッと一息つきたいところですが、これから増えてくるのがヒノキ花粉。ヒノキ花粉の飛散は4月上旬にピークを迎え、5月の連休明けぐらいまで続きます。スギ花粉とヒノキ花粉はアレルギー構造が似ているため、スギ花粉症の人の多くは、ヒノキ花粉にも反応します。スギ花粉で鼻の粘膜がすでにダメージをうけているため、ヒノキ花粉の時期には鼻汁・くしゃみだけでなく、鼻閉がつよくなり、睡眠が障害されることもありま

す。シーズン中はひきつづき抗アレルギー薬を服用するなど、治療を継続することをおすすめします。

またこの時期は黄砂やPM2.5にも注意が必要です。PM2.5は、工場や自動車などから排出されたばい煙や粉じん、硫酸酸化物など、大気中に浮遊している非常に小さな粒子で、大気汚染の原因となっているものです。中国大陸の

大気汚染で発生したPM2.5は、黄砂と共に偏西風によって風下にある日本に飛来します。粒子が非常に小さいため、肺の奥深くにまで入り込み、鼻汁・くしゃみ、目のかゆみなどの花粉症症状を悪化させるだけでなく、咳・どのイガイガ・喘息様の症状を引き起こしたり、循環器系にも影響するといわれています。

花粉情報やPM2.5分布予測情報をチェックし、晴れた日、風の強い日は不要な外出を控え、長時間の屋外での運動は避けるようにしましょう。外出時はマスクを忘れずに。

天満診療所健康教室

▼とき 4月26日(木)

▼とこ 午後1時～2時

▼テーマ 天満診療所

▼テーマ

「骨粗しょう症とロコモティブ

▼講師 梅本典江

▼講師 梅本典江

天満診療所 ☎52・55551

人権シリーズ 181

ヘイトスピーチのない社会を



ヘイトスピーチとは、日本語に訳すと「憎悪表現」「差別表現」などとなります。これは、人種や国籍、宗教などの対立から、相手に対して過激な言葉を投げかける行為で、特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的言動をいいます。

加えようとしたりする言動が見られます。こうした言動は、人びとに不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねず、決して許されるものではありません。

グローバル化が進む今日、日本の社会には、すでにたくさん外国の人が暮らしています。が、デモやインターネット上では、特定の国の出身の人びとを、その出身であることのみを理由に一方的に社会から追い出そうとしたり、特定の国の出身の人びとに一方的に危害を

このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、さらなる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進するため、平成28年6月3日に「本邦外出身者に対する不当

な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(いわゆる「ヘイトスピーチ対策法」)が施行されました。

私たちのくらしの中には、「ちがいを」を受け入れようという意識があります。そのことが差別につながることもあるのです。ヘイトスピーチのような差別的言動を許さず、お互いの価値観や文化的な「ちがいを」認め合い、対等な関係を築くことができる「多文化共生社会」を実現することが必要です。外国の文化や食について調べたり、職場や地域など身近にいる外国の人びととふれあったりするなかで、お互いの「ちがいを」認め合い、人権を尊重し合う社会を築いていきましょう。

「人権施策課 内線288」



おしえてく生活困

生活困窮者自立支援法 政策見多様ネットワーク

地域の皆さん、この「生活困窮者自立支援法」という法律ができて、はや3年が経ちました。いままで、皆さんの人たちから「市役所などに相談できなかつたこと」、「どこに相談したらいいかわからないこと」など、さまざまな相談を聞きました。そのひとつひとつを、皆さんと共に考え、共に気づき、共に歩んできました。決して、この「くらし・せいかつ支援係」だけで解決できることではありませんでした。

その人を支える病院の先生や、各福祉事業所の力、さらには就労先の会社の力など、本当にさまざまな人たちの力が支えとなり、皆さんの人たちがまた歩き始めることができました。そして、決して忘れてはならないのが地域の皆さんの支えなのです。人は一人では生きていきません。家族や親戚、友人知人、近所の人たちとの挨拶やふれあい、どれだけの力が沸いてくるかわかりません。また、市役所の中でも変化がありました。縦割りだった行政の窓口を、私たちの係が繋げることで、さまざまな問題を紐解き、つずつ解決できることも増えてきました。法律をただ読むだけの行政ではなく、顔の見える行政として、これからも、まずは困りごとに耳を傾け、その人がどうしたいのか、その人がどうなりたいたいのかをくみ取り、それに近づけていくように伴走しながら支援していきます。分からないことは恥ずかしいことではありません。知らないことが恥ずかしいことでもありません。どうか、その分からないことや知らないことを、共に考えさせてください。いね。

ここから始まる。

くらし・せいかつ支援係 ☎44・3111(直通)

消費生活センターから

必ず儲かる 仮想通貨？

副業情報に関するメールマガジンで紹介されていたセミナーに参加したところ、「仮想通貨を購入して、ある海外業者に預けると1日1%の配当がつく。預けた日から20日経過すれば、いつでも出金できる」と説明され契約した。インターネット上で仮想通貨交換業者から仮想通貨を約100万円購入し、指定された海外業者に預けた。20日経過したので、海外業者に入金したいと連絡したところ、出金できないと言われた。セミナーを主催した業者に連絡したところ、出金を待っている人が多く、出金に時間がかかると言われた。

(40代女性)

「仮想通貨」は、インターネット上で自由にやり取りされ、通貨のような機能を持つ電子データです。近年は、お店やインターネットショッピングの支払いや送金手段として利用される機会が増えてきました。その一方で、仮想通貨は高利率をうたう投資の勧誘などにも多く利用され、「必ず儲かる」と言われ購入したが、支払ったお金も戻ってこない」など、実際に被害にあうケースも増えています。勧誘方法は、SNS、セミナー、勧誘すればマージンがもらえるマルチ商法など、さまざまです。仮想通貨は日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではあ

りません。また、その価格も市場で変動するものが多く、値上がりする保証はどこにもありません。

消費者へのアドバイス

1. 仮想通貨はインターネットを通じて行う取引なので、パソコンやスマートフォンを持たず、インターネットの知識がなければ、勧誘されてもきっぱり断りましょう。
2. 知人や友人から「必ず儲かる」と勧誘されても、仕組みや取引に伴うリスクなどが理解できなければ、その場で契約しないようにしましょう。
3. 仮想通貨は、日本円やドルなどのように、国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。将来必ず値上がりするものではなく、価値が急落し、損をする可能性があります。
4. 仮想通貨交換業者は、金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は、登録を受けた事業者か金融庁・財務局のホームページで確認してください。ただし、仮想通貨交換業者の登録を受けていても、取引にリスクがないということではありません。
5. 仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。仮想通貨を利用した詐欺や悪質商法に注意してください。

仮想通貨の購入などでトラブルにあった場合や、不安を感じた場合は、少しでも早く消費生活センターに相談してください。



「未納料金」
ふたたび・・・

はがきも同じだけど、具体的な代金未払いの購入した商品名などの記載がなくて、身に覚えのないあいまいな請求は無視するのがいいね。

これからも形を変えて似たような架空請求がでてきそうですね。

そうだね。架空請求がなくなることはないだろうから、消費者側で対処できるようにしないとけないよ。

とにかく「無視」ですね。

そのとおりじゃ。

最近、はがきでの未納料金に関する架空請求が増えているけど、SMS（ショートメッセージサービス）(注1)でもあるようです。

大手通販会社をかたるものだね。はがきでの架空請求は比較的高齢者の人に多かったけど、SMSは大手通販会社をかたるだけあって、幅広い年齢層の人にきてそうだね。

大手通販会社を利用している人は多いですし、買い物をするときに電話番号も記入する場合はほとんどなので、「払い忘れていて連絡がきたのかもしれない」って思ってしまうそうです。

(注1) SMSとは、メールアドレスではなく、電話番号でメッセージを送受信するサービス。